

## 愛知県弁護士会

## 木下 芳宣会長

基本的な人権と社会正義の実現のための法的サービスを愛知県内で展開する愛知県弁護士会は会員数約一九五〇人で、当年度は二〇〇〇人に達する。激変する社会にも対応するプロフェッションとして更なる活躍が期待されるが、二〇一八年度の同弁護士会会長に就任した木下芳宣氏に話を聞いた。



木下 芳宣

1955年1月生まれ。名古屋大学法学部卒業。1981年司法試験合格(司法修習36期)。84年弁護士登録。寺澤法律事務所勤務。92年木下法律事務所設立(後に、木下・岡法律事務所に名称変更)。2000年度名古屋弁護士会(後に、愛知県弁護士会に名称変更)副会長。

る必要に迫られています。

国際化は企業の海外進出や海外企業の国内流入などに伴い複雑多岐な法的問題を起こしています。それに対応できる弁護士の養成も重要です。また、国際紛争を解決するための仲裁機関をどの国で行うのかなど実務上大きな影響がある問題もあります。また、国際的な私人間の法的問題も重要です。国をまたいで子の引き渡しを求めることに関するハーグ条約の適用も始まっています。この分野における弁護士の役割も重要でして、ハーグ条約の適用場面での弁護士の活躍も期待されていると考えます。

——憲法改正に向け国会での動きも盛んですが。

**木下** 弁護士会のスタンスは、まずは憲法の沿革や根本規範など、憲法問題に関する資料などができるだけ国民の皆さまに提供し、十分な検討をしていただける

よう法律家の責任を果たしたい、というものです。

焦点となつている九条についても、過去の戦争の経験などを踏まえ、恒久平和主義という基本原理の沿革や制度趣旨を理解する必要があると思います。私たち実務家は、目の前の紛争解決への対処に視野を奪われがちですが、憲法の問題は、将来の日本のあり方に関する問題でもあります。時間軸も視野にいれて国民の皆さまの意見が形成できるよう努める必要があると考えています。憲法は国の根本法であり、その基礎となる立憲主義は、国家が専断的・専横的な活動をしようとするときの人権や自由を守る砦となります。これらも含め、憲法の問題に弁護士会として取り組むを考えてみる必要もあるのではないかと思っています。

——裁判員制度や取調への可視化、法テラスなどの評価・今後について。

——現在、弁護士会が取り組んでいる課題は？

**木下** さまざまな課題がありますが、基本は市民・企業への法的サービスを充実させることに取り組んでいます。昨年四月にスタートしました「あいち中小企業法律支援センター」では事業承継など中小企業からの様々な相談に応じています。本年一月開設の地域行政におけるサービスの拡充を目指す「行政連携センター」や、既に運用をしている「高齢者・障がい者総合支援センター(アイズ)」などの拡大や充実が必要です。

また、弁護士や弁護士会のことを理解してもらう広報活動にも取り組めます。昨年、新たに公式キャラクター「ひまるん」がデビューしました。弁護士章のヒマワリと「守る」を合わせたキャラクターです。弁護士会のロゴも現在作成中ですが、いずれも市民に身近に感じてもらいたいと思います。ここを入り口として弁護士・弁護士会の活動への信頼・理解を深めてもらいたいと思います。

弁護士は市民に身近な存在でい

**木下** 裁判員制度はある程度定着してきたと思います。取調への可視化は、全件での可視化には至っていないことともに、録画の対象をどの範囲にするのか、被疑者だけの映像だけで良いのかなど、実務の現場としては課題があります。法科大学院は地域に根差し、また、多様な人材を育てるという制度設計でしたが、難しい面もありいろいろ出てきています。法テラスは、法律扶助協会の時代からすると財源規模が拡大しているリーガルサービスの拡充に資することになっていますが、まだまだ適用対象事件を広げるなど課題があると思っています。なお、今年からストーリーカーやDV(ドメスティックバイオレンス)などへ対象分野も広がっています。

——超高齢社会で成年後見制度なども整備されてきました。

**木下** 二〇一六年、成年後見利用促進法が施行され認知症・知的

ることが大切ですが、専門性を高めて依頼者の相談に応じることは基本です。そして信頼確保のためには不祥事防止の対応も必要です。不祥事対策として、相談者からの預かり金の口座をもうけ、弁護士会に届けさせる制度も運用しています。

——IT化、国際化が進んでいます。IT化にも様々な影響は？

**木下** IT化にも様々な影響があります。ひとつには裁判手続におけるデジタル化、インターネットなど弁護士業務自体における変化への対応です。

もう一つはIT化に伴う新たな紛争への対応です。ネット上での名誉棄損やデータ削除・忘れ去られる権利問題や最近では仮想通貨への対応問題もあります。当会の弁護士業務改革委員会は、電子取引フィンテックチームを設置して、仮想通貨への差押えなどの法的手続や遺産分割における仮想通貨の分割手続などへの対応を研究しています。IT化は、法が予想していなかった新しい分野について積極的に研究し、紛争解決をす

障害者・精神障害者の権利を守る成年後見制度の利用を促進するよう広がりを見せました。愛知県弁護士会では弁護士、司法書士、社会福祉士の三士会が協力した地域ネットワークづくりも進んでいます。弁護士会では先の「アイズ」での取り組みも充実するよう努力してきました。

また、最近では被後見人の人としての立場が考えられています。例えば被後見人の選挙権の問題とか、被後見人の人権を尊重するものであり、本人の尊厳を重視する取り組みです。

——愛知弁護士会会長としての抱負を教えてください。

**木下** 愛知県の皆さまの生命・身体・自由・財産などが侵害されない社会を目指すことです。皆さまに充実した法的サービスを提供して、法的に安心できる生活ができるよう尽力していきたいと考えています。

充実した法的サービスを提供して  
生命・身体・自由・財産が侵害されない社会へ